

## 合併処理浄化槽の設置費助成

HP

専用住宅に合併処理浄化槽を設置する方に、設置費の一部を助成（補助・融資）します。

### 補助制度

設置費を補助するもので、浄化槽の大きさ(人槽)により補助金の限度額を定めています。

- 補助限度額
- ▷ 5人槽50万円
  - ▷ 6・7人槽58万4千円
  - ▷ 8～10人槽74万円

### 融資制度

市があっせんする金融機関から無利子で借り入れできます。(返済期間5年以内、均等分割月賦返済)

融資限度額 ▷ 新築50万円 ▷ 改築100万円

※自ら居住する専用住宅に限られるほか、補助対象となる区域などの要件があります。

お問合せ 環境推進課 ☎51-0798

## 太陽光発電システムの設置費補助

HP

自宅に太陽光発電システムを設置、または太陽光発電システム付きの住宅を購入する方に、その費用の一部を助成します。

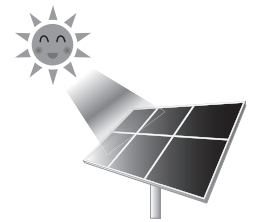
受付開始 4月1日(月)

### 補助金額

1kW当たり7万円、  
上限21万円(3kW)

※詳細は市のHPまたは担当課へお問合せください。

お問合せ 工業振興課  
☎21-3307



## 都市景観形成地域での景観保全と安心な住環境づくりを支援

都市景観形成地域（弥生町・大町の全部および船見町・弁天町・末広町・元町・豊川町の一部）で実施する次の工事等に対し、補助金・奨励金を支給します。

### 老朽空き家解体補助金

都市景観形成地域内において、老朽化が著しく周辺環境に影響を及ぼす恐れのある空き家を解体する場合、工事費の一部を補助します。

事前相談 4月1日(月)から随時  
(正式な受付は国の25年度予算成立後)

補助金額 対象経費の2分の1以内で上限30万円

対象者 都市景観形成地域内に空き家を所有する原則として個人の方(市税の滞納がない方に限る)

対象建物 都市景観形成地域内にある、概ね1年以上上空家となっている家屋

※事前審査や施工業者の選定など一定の条件があります。詳細は市のHPまたは担当課へお問合せください。

お問合せ 街づくり推進課 ☎21-3358

### 景観形成住宅等建築奨励金

HP

都市景観形成地域内(伝統的建造物群保存地区を除く)の公道(国・道・市道)に面する場所において、函館らしい歴史的な景観に配慮した建物を新築(購入を含む)および改修する場合に奨励金を交付します。

なお、外観の形状等については、景観アドバイザーとの協議が必要となります。

事前相談 4月1日(月)から随時  
(正式な受付は国の25年度予算成立後)

奨励金額 対象経費の40%以内で上限200万円

対象建物 住宅・店舗・事務所等

※詳細は市のHPまたは担当課へお問合せください。

お問合せ 都市デザイン課  
☎21-3388



## 伝統的建造物群保存地区における手続きの窓口が変わります

4月以降、伝統的建造物群保存地区(伝建地区)における手続きの窓口が、教育委員会から都市建設部が変わります。

### 対象となる手続き

- ・伝建地区内での建物等の新築・修理・解体等の手続き
- ・伝統的建造物の修理等の手続き

お問合せ 都市デザイン課 ☎21-3388

